

交通リスク情報 <2017 No.2>

運送事業者(バス・タクシー・トラック)における事故削減計画 「事業用自動車総合安全プラン 2020」の策定について

1. はじめに

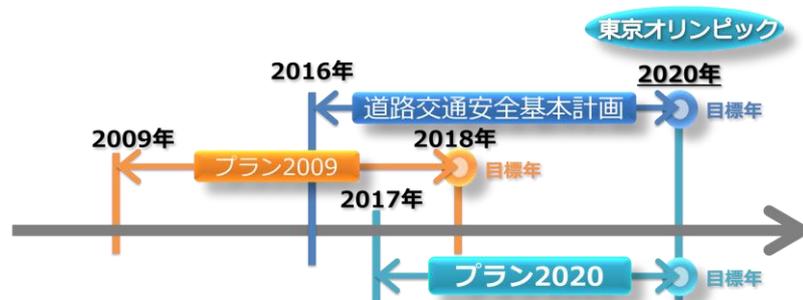
国土交通省は、2017年6月30日に交通事故削減計画である「事業用自動車総合安全プラン 2020」(以下、プラン 2020)を策定した。

策定された背景には、2009年に策定された「事業用自動車総合安全プラン 2009」(以下、プラン 2009)における2018年事故削減目標値の達成が困難な状況であることや、軽井沢スキーバス事故等の安全管理が不十分な事業者による重大事故が発生したこと等の状況の変化から、プラン 2009の計画期間終了年より1年前倒しで策定されたものである。

プラン 2020の計画期間(目標年)は、交通安全対策基本法にもとづき内閣府が策定した「第10次交通安全基本計画」の計画期間と合わせるとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、世界一安全な輸送サービスの提供を実現させるため、計画期間を2020年までとしている。国土交通省等の行政機関や関係業界は、2020年までに事故及び死者を計画的に削減すべく、プラン 2020に従って、より一層、一丸となって交通事故防止を図ることとなる。

これから強力に推進され、取り組んでいくこととなるプラン 2020がどのようなものかを広く理解していただくことを目的として、本稿では、プラン 2020の位置付けとともにその内容を紹介する。

【図1：プラン 2020等の計画期間】



(弊社にて作成)

2. プラン 2020 とは

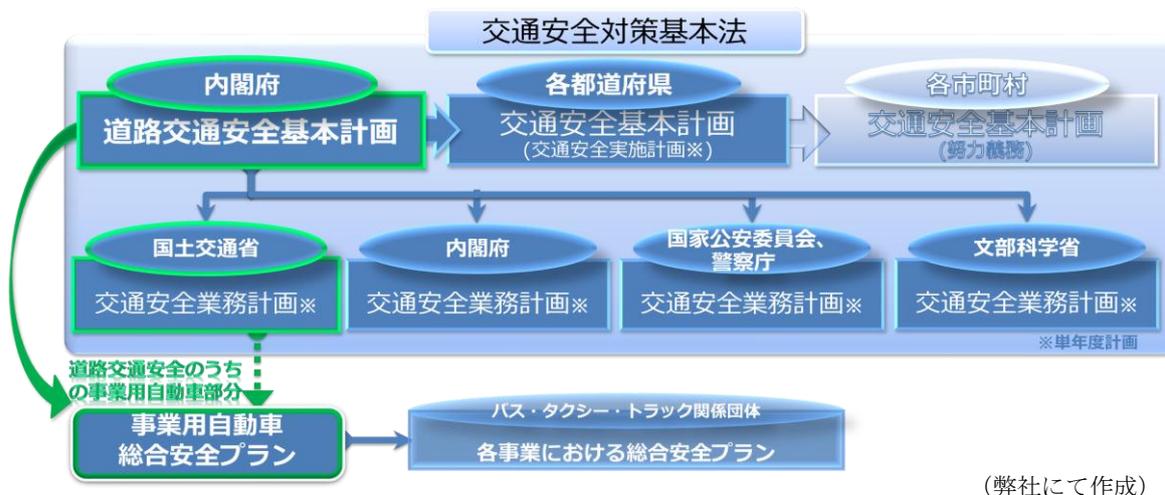
(1) プラン 2020の位置付け

まず、交通安全対策基本法にもとづく交通安全基本計画とプラン 2020等の事業用自動車総合安全プランの位置付けについて記載する。

交通安全対策基本法では、内閣府に交通安全基本計画(5か年計画)の策定義務を課しており、当該計画にもとづいて、指定行政機関(各省庁等)では、交通安全業務計画(単年度計画)の策定義務が課されている。国土交通省においては、本スキームに従い、各年度で陸上・海上・航空交通に関する国土交通省安全業務計画が策定され、そのうちの陸上交通(道路交通)における事業用自動車の安全についての具体的な事故削減計画として、策定されたものが、事業用自動車総合安全プランである。

事業用自動車総合安全プランと交通安全基本計画等との関係について、以下図2にまとめた。

【図2：事業用自動車総合安全プランの位置付け】



(弊社にて作成)

(2) プラン2020の内容

① 概要

プラン2020の概要は以下図3のとおりである。行政・事業者・利用者が相互に連携することで一層の事故防止に繋げられるよう「安全トライアングル」の構築を図ること等を重点施策項目として設定し、当該項目に沿った具体的施策を実施していくとともに、毎年、施策の進捗状況や目標の達成状況等を確認しながら、事故削減目標の達成を図る内容となっている。

【図3：事業用自動車総合安全プラン2020の概要】

事業用自動車総合安全プラン2020

～行政・事業者・利用者が連携した安全トライアングルの構築～

国土交通省

事業用自動車に係る総合的な安全対策の見直し

- 軽井沢スキーバス事故を受けた新たな安全対策が策定されたこと、自動車の先進安全技術の普及が進みつつあること等の自動車事故をめぐる状況変化、人口減少や高齢化の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催等の動向を踏まえ、事業用自動車総合安全プラン2009（平成21年策定）を改訂。

事業用自動車総合安全プラン2020（計画期間：H29～H32）

第10次交通安全基本計画の計画期間と合わせるとともに、プラン2009から以下の点を新たに追加し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、世界一安全な輸送サービスの提供を実現するため、ソフト・ハード両面から総力を挙げて事故の削減に取り組む。

【主な追加対策事項】

- 各業態（バス、トラック、タクシー）における目標設定
- 軽井沢スキーバス事故等による安全対策を反映
- 「利用者」を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築
- 自動運転など交通事故の削減及び被害軽減に大きな効果が期待される新技術を安全対策に反映

【目標値】

（プラン2009の目標）① 死者数を平成30年に250人、② 人身事故件数を平成30年に3万件、③ 飲酒運転ゼロ

① 平成32年までに**死者数235人**

- 【バス】 // 死者数10人以下
- 【タクシー】 // 死者数25人以下
- 【トラック】 // 死者数200人以下

② 平成32年までに**事故件数23,100件以下**

- 【バス】 // 事故件数1,100件以下
- 【タクシー】 // 事故件数9,500件以下
- 【トラック】 // 事故件数12,500件以下

③ **飲酒運転ゼロ**(※)

※バス、タクシー、トラック共通

（参考）H28事業用自動車交通事故発生状況 事故件数33,336件、死亡者数363人、飲酒運転54件

事業用自動車総合安全プラン2020 重点施策

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

- ・事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化
- ・監査等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除
- ・利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上 等

2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- ・飲酒運転・薬物運転根絶のための指導等の実施 等

3. 自動運転、ICT技術等新技術の開発・利用・普及の促進

- ・自動運転等新たな安全技術の開発・普及促進 等

4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

- ・高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策 等

5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

- ・モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施
- ・ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督の徹底 等

6. 道路交通環境の改善

- ・事故発生割合の高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良 等

(国土交通省 HP(<http://www.mlit.go.jp/common/001190972.pdf>) より)

MS&AD 株式会社 インターリスク総研

2

②構成

プラン 2020 は、主に①交通事故削減目標、②目標を達成するための対策(施策)で構成されており、目標を確実に達成するために毎年、事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会において、進捗状況等を確認しながら、PDCA サイクルを回していくこととしている。

プラン 2009 との大きな違いは、全体目標値だけでなく、発生割合等に応じて、バス・タクシー・トラックの業態別での目標値を定めている点である。これにより、各業態において、目標を達成できたかどうかを明確にすることができ、なぜ達成できなかったのかを検討するにあたっての有意義な目標値と言える。プラン 2009 では、各業態の関係団体ごとで策定する事故削減計画において、それぞれ目標値を設定していたことと比べると、プラン 2020 はより一丸となって事故削減に取り組む姿勢が表れていると言える。

目標値等を以下表 1 にまとめた。死者数及び事故件数の目標値は、前年からの減少率が比較的高い 2016 年の数値をもとに 2020 年まで当該減少率を乗じることで算出している。この目標値を達成するためには 2020 年までに 2016 年実績値よりも 3 割以上の削減を要するため、過去の実績値に鑑みても、大変高い目標値と言える。その他、飲酒運転については、プラン 2009 と変わらず、0 件を目標値としており、近年、微増傾向の中、根絶を目標とする行政の強い姿勢の表れとも言える。

【表 1：事業用自動車総合安全プランの目標値等】

		プラン 2020	プラン 2009	(参考: 2016 年実績値)
計画期間		2017 年～2020 年	2009 年～2018 年	—
目標値	全体目標	①2020 年までに死者数 235 人以下	①10 年間で死者数半減 (2008 年 517 人を 2018 年に 250 人(中間年の 2013 年には 380 人))	363 人
		②2020 年までに人身事故件数 23,100 件以下	②10 年間で人身事故件数半減 (2008 年 56,305 件を 2018 年に 3 万件 (中間年の 2013 年には 4 万 3 千件))	33,336 件
		③飲酒運転ゼロ	③飲酒運転ゼロ	54 件
			④危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無	不明
	バス	①2020 年までに死者数 10 人以下 ②2020 年までに人身事故件数 1,100 件以下 ③飲酒運転ゼロ	(業態別目標値なし)	死者数:23 人 人身事故件数:1,541 件 飲酒:0 件 ※上記は「乗合バス」と「貸切バス」の合算数値
	タクシー	①2020 年までに死者数 25 人以下 ②2020 年までに人身事故件数 9,500 件以下 ③飲酒運転ゼロ		死者数:52 人 人身事故件数:13,526 件 飲酒:6 件
	トラック	①2020 年までに死者数 200 人以下 ②2020 年までに人身事故件数 12,500 件以下 ③飲酒運転ゼロ		死者数:287 人 人身事故件数:18,254 件 飲酒:48 件

(国土交通省「プラン 2020」をもとに弊社にて作成)

3. 重点施策

プラン2020の重点施策は、従来から実施されている施策に軽井沢スキーバス事故対策等の施策を加え、重点項目ごとに体系的に整理し、まとめた内容となっている。国土交通省へのヒアリングによれば、このうち目玉となる重点施策は、安全を軽視し、過度な低価格でのサービス提供から惹起された

軽井沢スキーバス事故等の反省から「利用者を含めた安全トライアングルの構築」と、近年の自動運転等新技術の発展が著しい状況に鑑み、「自動運転、ICT技術等新技術の開発・利用・普及の促進」としている。

重点施策6項目における施策内容は以下表2のとおりである。なお、業態ごとの詳細な施策については、プラン2020の別表を参照いただきたい。

【表2：プラン2020の重点施策の内容】

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築	
(1)	事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化 【行政、事業者による取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸安全マネジメント制度の適用対象事業者の拡大、貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施等、運輸安全マネジメント制度に係る取組の強化 ・ 運転者教育の徹底等 ・ 事業者団体等による業界を挙げた事故防止、マナーアップの取組
(2)	監査等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除 【行政による取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査・処分の実効性の向上 ・ 適正化機関等民間機関の活用による監査の重点化
(3)	利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上 【行政、事業者、利用者の連携による取組】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報等の提供 ・ 歩行者等に対する安全情報の提供 ・ 運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取組 ・ 荷主等と連携した過労運転をさせない労働環境の構築 ・ 適正な運賃収受による安全投資の確保 ・ シートベルト着用の周知徹底
2. 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲酒運転に対する行政処分等の強化 ・ 飲酒運転・薬物運転根絶のための指導等の実施 ・ アルコール依存症の検査方法等の周知 ・ 運転中の携帯電話・スマートフォン使用防止のガイドライン等の周知徹底
3. 自動運転、ICT技術等新技術の開発・利用・普及の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動運転等新たな安全技術の開発・普及促進 ・ 自動運転技術等の実用段階に応じた利用環境の整備 ・ 運行管理の高度化のためのデジタル式運行記録計の普及拡大 ・ 確実な点呼、アルコールチェックのためのICT技術の活用の促進 ・ 先進安全自動車等に対する整備技術の高度化 ・ 健康起因事故の未然防止に必要な医学的知見を踏まえたガイドライン作成によるスクリーニング検査の導入拡大と、運転不能に陥った場合に自動停止するシステムの早期実用化
4. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策 ・ 適性診断の徹底及び受診結果を踏まえた指導・監督、職場環境の整備等 ・ 高齢歩行者、乗客等の事故を防止するための対策
5. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施 ・ ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督の徹底 ・ 重大事故データベースの構築と分析・活用による効果的な安全施策の立案
6. 道路交通環境の改善	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故の発生割合が高い区間における交差点改良や歩道の整備、中央帯の設置、信号機改良等 ・ 通学路における歩道の整備や路肩のカラー舗装、防護柵の設置等 ・ 生活道路への通過交通が多く、事故の発生割合が高い地区において、生活道路への通過交通を抑制するためのハンブや狭さく等の整備による歩行者、自転車の安心・安全の確保 ・ 防護柵や道路反射鏡等の交通安全施設の適切な維持・管理を実施

(国土交通省「プラン2020」をもとに弊社にて作成)

4. 今後の展開及び運送事業者の留意事項

バス・タクシー・トラックの関係団体は、今後、プラン2020で定められた業態ごとの目標値を達成できるようそれぞれで前記の表2をもとに重点対策を定め、各運送事業者へ周知・啓発を図ることとなる。関係団体が周知・啓発する主な重点施策は、各業態で多発する事故形態に応じた対策の他に、社

員教育の推進や運輸安全マネジメント等による安全管理の取組の一層の浸透・定着を図る施策等が挙げられる。

昨今の影響の大きい施策を挙げると、トラック事業においては、運転者に教育しなければならない内容を定めた「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(告示)の改正に伴い、運転者教育が強化されたことの影響が大きい。詳細は、RMFOCUS第62号※1を参照いただきたい。貸切バス事業においては、軽井沢スキーバス事故の対策である事業許可の更新制の導入や初任運転者等への教育の強化、運行管理者の必要選任数の増加(2017年12月1日施行)等※2が挙げられる。そして、改正時期は未定であるが、タクシー・トラック事業者では現在は300両以上の事業者で安全管理規程の作成・届出及び安全統括管理者の選任・届出が義務付けられているところ、200両以上へ対象が拡大される改正が予定されているため、動向については逐次確認されたい。

また、昨今の重大事故等により利用者の安全意識が高まっている中、セーフティバスやGマーク等の取得や優良乗務員証取得の推進により、利用者から選ばれる安全・安心な事業者を対外的に示すことは中長期的に重要となる。当該認証を取得することで安全管理体制の維持・改善による事故防止を図るとともにプラン2020の目玉である「安全トライアングル」の構築を図る上で、事業者が安全に関して優良事業者であることを示すためのアクションが悪質事業者排除のために必要不可欠であることを改めて留意いただきたい。

※1: 三井住友海上(株)、あいおいニッセイ同和損害保険(株)、㈱インターリスク総研(2017)。「RMFOCUS 第62号『指導監督指針の改正により、貨物運送業者に求められる安全運転教育』」、23-27 http://www.irric.co.jp/pdf/risk_info/rm_focus/62.pdf

※2: 国土交通省(2016)「軽井沢スキーバス事故を受けた対策について」http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

5. 終わりに

プラン2009では国土交通省や関係団体が一体となって事故削減に取り組み、一定の効果を上げてきたものの、とりまく環境の変化等により次第に目標値と実績値が乖離し、目標達成へのモチベーションの維持が困難であった中、一年前倒しして本計画を策定したことの意義は大変大きいものと考えられる。今回策定されたプラン2020をもとに、今後、関係団体においても各業態の総合安全プランをまとめることとなり、強力に推進されていくこととなるだろう。

従来のとおり、行政によりルールを策定し、関係団体を含めてルールの遵守状況の確認をするだけでは、輸送の安全の確保を図るには人的・予算的制約から限界がある。乗客や荷主等の利用者側が安全な事業者を選択する目を養い、行政と関係団体による輸送の安全の確保に関する取組を補完することで、安全を軽視する事業者が退出せざるをえない環境が構築され、より一層の安全・安心な輸送サービスの提供が実現される。

利用者を含めた行政・関係団体による「安全トライアングル」の構築によって、2020年までにプラン2020で掲げた目標の達成はもちろん、1件でも多くの交通事故が防止されることを願う。

株式会社インターリスク総研
リスクマネジメント第二部 交通リスク第一グループ
主任コンサルタント 渡辺 光彦

文献

- 1) 国土交通省・事業用自動車に係る総合的安全対策検討委員会(2017)「事業用自動車総合安全プラン2020」
- 2) 内閣府・中央交通安全対策会議(2016)「交通安全基本計画」
- 3) 国土交通省(2017)「国土交通省交通安全業務計画」

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシユアランスグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する専門会社です。

交通事故防止に関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。
コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問合せ先、またはあいおい
ニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

(株)インターリスク総研 リスクマネジメント第二部 交通リスク第一グループ

TEL.03-5296-8918<http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業の交通事故防止等に役立てていただくことを目的としたも
のであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017